

奈良県公立学校職員の自己啓発等休業申請手続について

奈良県教育委員会
平成 31 年 1 月

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 5、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 29 年 3 月奈良県条例第 53 号）及び職員の自己啓発等休業に関する規則（平成 29 年 3 月奈良県人事委員会規則第 37 号）の規定に基づいて、奈良県公立学校職員が自己啓発等休業を申請しようとする場合は、次の各点に留意して手続をしてください。

1 対象者

休業を申請することができるのは、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

- (1) 申請時において県内公立学校における勤務実績が 2 年以上の者（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く）
- (2) 自己啓発等休業期間の末日の翌日から定年退職日までに 5 年以上の期間を有する者

2 休業の事由

休業の事由は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 大学等課程の履修
大学、大学に置かれる専攻科及び大学院、又はこれに相当する外国の大学等課程の履修
※ 夜間・通信制の大学、短期大学、専修学校、研究所等は含まれない。
- (2) 国際貢献活動
独立行政法人国際協力機構が行う「青年海外協力隊」、「日系社会青年海外協力隊」、「海外協力隊」、「日系社会海外協力隊」、「シニア海外協力隊」、「日系社会シニア海外協力隊」、及び独立行政法人国際協力機構の推薦（「JOCV 枠 UNV 制度」）により国連ボランティア計画が行う国連ボランティア
※ 上記以外の組織（NGO 等）が行う活動は含まれない。

3 休業の期間

大学等課程の履修のための休業にあつては 2 年（特に必要な場合は 3 年）、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年を超えない範囲内の期間とする。

※ 特に必要な場合とは、大学院の課程で修業年限が 2 年を超え 3 年を超えないものに在学してその課程を履修（大学院博士課程（後期））等、大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要として任命権者が認めた場合に限るものとする。

4 承認の申請手続

- (1) 休業しようとして大学等に係る入学者選抜試験（これに相当する選抜の方法を含む。以下「試験」という。）に出願又は国際貢献活動に応募しようとする職員は、事前に奈良県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の同意を受けなければならない。
- (2) 前項の同意を受けようとする職員（以下「同意願出者」という。）は、大学等の試験の出願期間又は国際貢献活動の応募期間の初日の 1 月前までに、市町村立学校の職員については市町村教育委員会教育長宛ての、県立学校の職員については県教育長宛ての受験・応募同意願（第 1 号様式。以下「同意願」という。）を所属校の校長に提出しなければならない。
- (3) 同意願の提出を受けた市町村立学校の校長は、学校長副申（第 2 号様式）を作成し、当該同意願に添えて所管の市町村教育委員会教育長に提出し、当該市町村教育委員会教育長は協議書（第 3 号様式）を作成し、同意願及び副申書とともに、県教育長に提出するものとする。
- (4) 同意願の提出を受けた県立学校の校長は、副申書（第 4 号様式）を作成し、当該同意願に添えて県教育長に提出するものとする。

- (5) 県教育長は、同意願を受理した後、その内容を審査し、同意願出者の受験・応募が相当であると認める場合は、同意願出者に対して、原則として、出願・応募開始日の前日までに同意するものとする。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、県教育長は、同意願出者の受験・応募に同意しないことができるものとする。
 - ア 休業を許可することによって、学校運営、人事管理等における著しい支障が生じると認められるとき。
 - イ 休業開始日前2年間において、病気休暇、病気休職又は刑事休職を理由として1年以上職務に従事しない期間があるとき。
 - ウ 休業開始日前2年間において、勤務成績が不良と判断されたことがあるとき。
 - エ 大学等課程の履修が、当該同意願出者の本来の勤務と両立できるものであるとき。
 - オ 休業終了後に継続して勤務する意思が確認できないとき。
- (7) 同意を受けた職員は、受験・審査の結果を、合否の如何に関わらず、速やかに受験・応募結果報告書（様式任意、通知書写し添付）により、市町村立学校の職員については当該市町村教育委員会教育長を、県立学校の職員については所属校の校長を通じ、県教育長に報告しなければならない。
- (8) 合格者は、休業開始日の1月前までに、所属校の校長に自己啓発等休業承認申請書（第5号様式）を提出しなければならない。
- (9) 自己啓発等休業承認申請書の提出を受けた市町村立学校の校長は、副申書を作成し、当該承認申請書に添えて、所管の市町村教育委員会教育長に提出し、当該市町村教育委員会教育長は、当該承認申請書及び副申書とともに、県教育長宛てに内申するものとする。
- (10) 自己啓発等休業承認申請書の提出を受けた県立学校の校長は、副申書を作成し、当該承認申請書に添えて、県教育長に提出するものとする。

5 その他

- (1) 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。
- (2) 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (3) 独立行政法人国際協力機構の推薦（「JOCV 枠 UNV 制度」）により国連ボランティア計画が行う国連ボランティアへの応募の同意願提出期限は、同意願出者が応募しようとする日の1月前までとする。
- (4) 同意を受けた職員が試験・審査を受ける場合のサービスの取扱いは、年次有給休暇とする。
- (5) 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。
- (6) 県教育長は、自己啓発等休業をしている職員が次のいずれかの事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。
 - ア 自己啓発等休業をしている職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたとき。
 - イ 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席しているとき又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないとき。
 - ウ 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じるとき。

(第1号様式)

自己啓発等休業のための大学等受験・国際貢献活動応募同意願

年 月 日

〇〇教育委員会教育長 殿

所属校名
職名 氏 名 印

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年3月奈良県条例第53号）及び職員の自己啓発等休業に関する規則（平成29年3月奈良県人事委員会規則第37号）の規定に基づく自己啓発等休業をするために、下記のとおり、出願・応募を行いたいので、同意くださいますようお願いいたします。

記

1 出願・応募しようとする大学等課程・国際貢献活動

大学等課程の履修	大学等の名称			
	所在地			
	課程（修業年限）	（ ）		
	履修予定内容			
	入学者選抜試験	出願期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		試験日	年 月 日	
		受験結果判明日	年 月 日	
履修期間	年 月 日から 年 月 日まで			
国際貢献活動	活動組織			
	活動希望国・地域			
	活動希望分野			
	選考	応募期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		選考日	年 月 日	
		選考結果判明日	年 月 日	
	活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで	
活動国滞在		年 月 日から 年 月 日まで		

（「活動組織」欄には「青年海外協力隊」、「日系社会青年海外協力隊」等を記入すること。）

2 休業結果の公務への還元方策

3 添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 出願しようとする大学等課程又は応募しようとする国際貢献活動に関する資料

(第2号様式)

文 書 番 号
年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿

学校長 氏 名 印

自己啓発等休業のための大学等受験・国際貢献活動応募同意について（副申）

このことについて、年 月 日付けで下記職員から別添のとおり、大学等受験・国際貢献活動
応募同意の願い出がありましたので、下記のとおり副申します。

記

1 受験・応募志願者氏名等

職名	氏名	年齢	経験年数	現任校勤務年数	校務分掌等

(年齢、経験・勤務年数：申請日現在。経験・勤務年数から休職・休業期間は除算)

2 受験・応募先

大学等	大学等の名称	
	学部・課程・専攻等	
	試験日	
	結果判明日	
国際貢献活動	活動組織	
	活動国・地域	
	選考日	
	結果判明日	

3 学校運営上の支障の有無

4 学校長所見

(第3号様式)

文 書 番 号
年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長名 印

自己啓発等休業のための大学等受験・国際貢献活動応募同意について（協議）

下記の職員が自己啓発等休業のための大学等受験・国際貢献活動応募を志願しております。受験・応募に同意したいので、協議します。

記

1 受験・応募志願者氏名等

所属学校名	職名	氏名	年齢	経験年数	現任校勤務年数	校務分掌等

（年齢、経験・勤務年数：申請日現在。経験・勤務年数から休職・休業期間は除算）

2 受験・応募先

大学等	大学等の名称	
	学部・課程・専攻等	
	試験日	
	結果判明日	
国際貢献活動	活動組織	
	活動国・地域	
	選考日	
	結果判明日	

3 所見

4 勤務状況

5 健康状況

(第4号様式)

文 書 番 号
年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

学校長 氏 名 印

自己啓発等休業のための大学等受験・国際貢献活動応募同意について（副申）

このことについて、年 月 日付けで下記職員から別添のとおり、大学等受験・国際貢献活動
応募同意の願い出がありましたので、下記の通り副申します。

記

1 受験・応募志願者氏名等

職名	氏名	年齢	経験年数	現任校勤務年数	校務分掌等

(年齢、経験・勤務年数：申請日現在。経験・勤務年数から休職・休業期間は除算)

2 受験・応募先

大学等	大学等の名称	
	学部・課程・専攻等	
	試験日	
	結果判明日	
国際貢献活動	活動組織	
	活動国・地域	
	選考日	
	結果判明日	

3 学校長所見

(第5号様式)

自己啓発等休業承認申請書

(任命権者) _____ 殿		申請年月日 _____ 年 月 日		
申請者 所属 _____		職・氏名 _____ (EP)		
下記のとおり自己啓発等休業の承認を申請します。自己啓発等休業の期間の延長				
1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の承認 (2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の期間の延長 (2及び4に記入)			
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()	
		課程 (修業年限)	()	
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域	活動分野	
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
		活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 備考				

- (注) ① この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
 ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 イ アの内容に関する照会先
 ② 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 ③ 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外協力隊」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 ④ 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
 ⑤ 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容 (大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 ⑥ 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決裁欄		職・氏名 _____